

Weekly Report

第512号
令和元年7月8日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

節税保険の取扱を見直した改正通達

国税庁は、法人税基本通達等を一部改正し、法人向け定期保険等の取扱いを見直しました。

◆最高解約返戻率に応じて一定割合を資産計上

改正通達では、法人が契約し、役員等を被保険者とする定期保険及び第三分野保険（がん保険や医療保険等）の保険料に関する取扱いを統一した上で、保険期間が3年以上の定期保険等であり、最高解約返戻率が50%を超えるものに加えて支払った保険料は、次のように最高解約返戻率に応じて一定割合を資産計上（損金算入を制限）します。

◎最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合……

保険期間の前半40%に相当する期間は、支払保険料の40%を資産計上（60%を損金算入）します。ただし、被保険者一人当たりの年換算保険料相当額が30万円以下の場合には資産計上の必要はなく、期間の経過に応じて損金算入できます。

◎最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合……

保険期間の前半40%に相当する期間は、支払保険料の60%を資産計上（40%を

損金算入）します。

◎最高解約返戻率が85%超なる場合……

保険期間開始から最高解約返戻率となる期間の終了までは、「支払保険料×最高解約返戻率×70%（保険期間開始から10年経過までは90%）」資産計上（残額を損金算入）します。

◆改正通達の適用時期は

改正通達は、本日（7月8日）以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用されます（解約返戻金相当額のない短期払の定期保険等は令和元年10月8日以後の契約に適用）。なお、既契約の保険料への遡及適用はありません。

経営者保証に関するガイドラインを活用した融資

「経営者保証に関するガイドライン」では、経営者保証なしの融資や既存保証契約の見直しを希望する中小企業が一定の経営状況（法人と経営者の資産・経理が明確に区分、適時適切な財務情報等の提供など）である場合、金融機関は経営者保証を求めない融資を検討することとされています。

金融機関における平成30年度のガイドライン活用実績によると、新規融資のうち経営者保証なしの融資割合は、政府系金融機関が同2.8ポイント増の19.1%となっています。また、今回から信用保証協会における実績も公表され、信用保証の承諾件数のうち無保証人割合は24.8%でした。

新事務年度の税務調査が始まります

7月10日に国税職員の定期人事異動が発令され、新たな体制で税務調査が始まります。税務調査は原則として、電話による事前通知（顧問税理士にも通知されます）がありますので、日時や対象税目・担当部門・調査官名などを確認します。なお、日時等の都合が悪い場合には、正当な理由があれば変更することも可能です。

★7月10日は、*納期の特例を受けている企業の源泉所得税の納付期限、*算定基礎届の提出期限、*労働保険の年度更新の提出と保険料の納付期限。